

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

平成二十八年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

平成二十八年八月十五日

2 登録番号

二

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

三次農業協同組合

2 代表者の氏名

新田 靖

3 主たる事務所の所在地

三次市十日市東三丁目一番一号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産はだか麦、国内産大豆、国内産そば

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
貞森 達法	三次市三和町飯田三八番地	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば
目代 章吾	三次市小田幸町三一七番地二	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば
藤村 裕明	三次市吉舎町敷地二二一番地	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆
加藤 隆之	三次市作木町森山西一九五番地	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆
高尾 裕二	三次市十日市南六丁目一五番三〇号	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆

沖田 博	佐々木 俊先	佐々部 隆好	圓藤 竜久	加藤 啓次郎
三次市三和町羽出庭二七六七番地	三次市吉舎町徳市二五九九番地	三次市下志和地町二三八三番地	三次市十日市町一八八番地三	三次市粟屋町三八六七番地
もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば